

研究ノート

南北朝期室町幕府の地域支配と有力国人層

はじめに

本稿は、有力国人層の動向に着目しつつ、南北朝期室町幕府の地域支配について考察するものである。

室町幕府の支配体制に関する研究は、守護領国制論、室町幕府—守護体制論と展開してきた。守護領国制論においては、守護は荘園侵略・国人被官化を進め、地域的封建権力を打ち立てていくとされた。しかしその後、守護の領国支配の不十分さなどが指摘され、守護領国制は「破産宣告」を受けていった。

守護の位置づけが曖昧になるなかで、「幕府の全国支配のあり方を論じていくに際し、守護はやはり中心に据えられなければならぬ」と述べ、室町幕府の支配体制における守護の役割を位置づけなおしたのが田沼睦の室町幕府—守護体制論である。⁽²⁾さらに川岡勉は、田沼の議論を発展させ、守護は「中央国家と地域社会との媒介項」であり、室町幕府—守護体制は「中世後期の武家権力の基本構造」であると評価した。⁽³⁾

両氏は、守護権力は一国平均役・段錢徵收権、半濟給与権、使

節遵行権、闕所地預置権などの守護公権をてこに展開していくとしたが、具体的な分析はなされておらず、形成過程の解明に課題を残した。近年、右に挙げた各権限行使の実態解明が進み、筆者もこれらの研究に拠りながら、觀応・文和年間を画期に室町幕府の地域支配・国人編成のなかで守護が果たす役割が増していくことを論じたことがある。⁽⁴⁾

堀川康史

それでは、支配体制の形成期である南北朝期はどのように描きなおせるだろうか。残念ながら、現在の研究はその手がかりを模索している段階に留まっているように思われる。近年の研究は、守護が介入できぬ政治空間の存在を指摘することで、守護権力の相対化を進めてきた。しかし、この分析視角は、そうした政治空間が十分に確認できない南北朝期の考察には必ずしも適合的ではない。山田徹・大藪は、南北朝内乱のなかで、かかる政治空間・所領単位が生み出されていくことを論じ、南北朝期との接続を試みて⁽⁸⁾いるが、時期としては南北朝期の中後期が中心で、南北朝期全体、さらにはその前提となる鎌倉期を視野に収めることに成功しているとはいがたい。

とはいって、領域支配の問題をいったん掛けば、近年の研究の分析視角は、南北朝期においても有効であると考える。というのも、守護ではないにもかかわらず「守護と同様に振る舞っていた存在」は南北朝期を通じてたしかに存在するからである。彼らの具体的な活動や、彼らが室町幕府の地域支配のなかで果たした役割を解明し、そのうえで室町期への展開を探ることが、鎌倉・南北朝期と室町期との接続を図るうえで最も有効な手法になると筆者は考える。本稿はこうした基礎的考察を試みるものである。

さて、南北朝期の室町幕府は、必ずしも守護を介さない、守護に依存しない地域支配（本稿でいう「地域支配」とは軍事行動も含む概念である）を特徴とする。たとえば、使節遵行における両使遵行の併用や、守護の地位にない人物が、守護と同じように地頭御家人の軍事指揮・軍功認定・所領給付などを行う事例がまま見受

けられ、守護に固有の権限・役割を見出すことは難しい。そして、この「守護の地位にない人物」に含まれ、室町幕府の地域支配の一端を担つたのが、本稿が着目する、各地域の有力国人層である。

彼ら有力国人層の動向を個別に取りあげ、室町幕府の地域支配との関わりを分析した先行研究に川岡・市川裕士の論考がある。

川岡は伊予河野氏の事例を検討し、河野氏は鎌倉期以来の地頭御家人統率権を守護職とは無関係に有しており、「国大将の軍事的活動や守護の分国支配を河野通盛が補完」する役割を果たしていと指摘している。⁽⁹⁾一方、市川は若狭本郷氏の事例を検討し、本郷氏は「幕府から若狭支配を担う勢力と位置付けられ、政治情勢によっては守護に替わって一国規模の政治的役割を求められた」ものの、室町期以降「幕府の若狭支配は守護を通じたものに一元化されていく」なかで、將軍権力への密着度を高めていくと論じている。⁽¹⁰⁾いずれも重要な指摘であるが、南北朝期に右のような活動を見せた有力国人は河野氏・本郷氏に留らない。本稿では両氏の指摘を発展させていくことで、有力国人層の動向を室町幕府の地域支配のなかに位置づけ、かつ彼らの動向に焦点を当てながら、室町幕府支配体制の形成過程を描いていきたい。

あらかじめ本稿の構成を示しておこう。第一章・第二章では、それぞれ一二五〇年代以前・以後の二期に分けて、有力国人層の動向を跡づけ、室町幕府の支配体制に占める位置、守護権力との関係、地域社会との関わりを考察する。そして第三章では、有力国人層がいかなるかたちで室町幕府に把握されていたのかを考察する。なお、史料の出典表記にあたっては、『南北朝遺文』の関

東、中国・四国の各編を『関東』『中国・四国』と略記している。

第一章 一三三六年から一二四〇年代まで

（二）有力国人層の検出

これまで有力国人層という用語を何の定義もなしに用いてきたが、本稿では、守護の地位にないにもかかわらず、地頭御家人に対する指揮権行使している者と定義する。地頭御家人に対する指揮権とは、軍勢催促・軍事指揮・軍功認定・戦功褒賞・戦功注進などを指すものである。この定義に従い、有力国人層を検出したものが表一である。^[1]以下、煩瑣を厭わずしてその具体的な活動を見ていくたい。

活動内容
地頭御家人の軍事指揮
地頭御家人の軍事指揮
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍事指揮
地頭御家人の軍事指揮、軍功注進
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の催促を命じられる。
國中軍勢の催促を命じられる。
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍事指揮
地頭御家人の軍事指揮
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍事指揮
地頭御家人の軍事指揮、着到状証判
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍功注進
地頭御家人の軍功注進
地頭御家人の軍功注進
地頭御家人に対する褒賞、軍功注進
地頭御家人の軍功注進
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判
地頭御家人の軍功注進
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の催促を命じられる。
地頭御家人の軍事指揮、軍忠状証判。
地頭御家人の催促を命じられる。

越後佐々木加地景綱 建武二年（一三三五）一二月から翌年二月にかけて、大見能登権守の代官加治岡政光は、佐々木加地景綱に従い蒲原郡内を転戦した（「水原文書」『関東』三八九）。彼の地位は、翌建武三年二月の色部高長軍忠状に「当国大将属佐々木加地近江権守殿御手」と記されている（「色部文書」同前三九八）。その後、建武五年三月まで軍事指揮者としての活動を確認することができる。佐々木加地景綱は、蒲原郡加地荘を本拠地とする国人である。若狭本郷貞泰 建武二年一二月および翌三年六月の二度にわたり、足利尊氏は本郷貞泰とその子家泰に若狭国地頭御家人の催促・指揮を命じている（「本郷文書」『福井県史資料編二中世』一一・一三）。本郷氏は大飯郡大井本郷を本拠地とする国人である。

表 1

地域	人物	典 諸 史 料
越後	佐々木加地景綱	建武 3 年 (1336) 2 月 2 日大見能登権守代軍忠状 (『関東』389)
		建武 3 年 (1336) 2 月 7 日色部高長軍忠状案 (『関東』398)
		建武 3 年 (1336) 11 月 18 日羽黒義成軍忠状写 (『関東』588)
		建武 3 年 (1336) 12 月 3 日色部高長軍忠状案 (『関東』607)
		建武 4 年 (1337) 2 月 8 日羽黒義成申状写 (『関東』657)
		建武 5 年 (1338) 3 月 8 日色部高長軍忠状案 (『関東』815)
若狭	本郷貞泰	建武 2 年 (1335) 12 月 27 日足利尊氏軍勢催促状写 (『本郷文書』11)
		建武 3 年 (1336) 6 月 3 日足利尊氏軍勢催促状写 (『本郷文書』13)
		観応 2 年 (1351) 8 月 5 日足利義詮軍勢催促状写 (『本郷文書』28)
		観応 3 年 (1352) 3 月 11 日足利義詮軍勢催促状写 (『本郷文書』37)
		文和 2 年 (1353) 6 月 19 日足利義詮軍勢催促状写 (『本郷文書』45)
信濃	村上信貞	建武 2 年 (1335) 9 月 22 日市河経助軍忠状 (『関東』286)
		建武 3 年 (1336) 1 月 17 日市河経助軍忠状 (『関東』379)
		建武 3 年 (1336) 1 月 17 日市河助房代軍忠状 (『関東』380)
		建武 3 年 (1336) 2 月 23 日市河経助軍忠状 (『関東』407)
		建武 3 年 (1336) 2 月 23 日市河経助軍忠状 (『関東』408)
		建武 3 年 (1336) 2 月 23 日市河経助軍忠状 (『関東』409)
		建武 3 年 (1336) 6 月 29 日市河経助軍忠状 (『関東』480)
		建武 3 年 (1336) 7 月 3 日高梨時綱軍忠状 (『関東』488)
		建武 3 年 (1336) 11 月 日市河親宗着到状 (『関東』599)
		建武 3 年 (1336) 11 月 日市河経助軍忠状 (『関東』600)
		建武 3 年 (1336) 11 月 3 日市河親宗軍忠状 (『関東』580)
		建武 4 年 (1337) 3 月 日市河親宗軍忠状 (『関東』675)
		建武 4 年 (1337) 3 月 日市河経助軍忠状 (『関東』677)
		建武 4 年 (1337) 3 月 日市河助房代軍忠状 (『関東』679)
	高梨経頼	建武 4 年 (1337) 4 月 日市河助房代軍忠状 (『関東』691)
美濃	土岐肥田四郎	建武 3 年 (1336) 9 月 26 日鰐見忠保軍忠状写 (『関東』550)
		暦応 3 年 (1340) 10 月 17 日熊谷直経代軍忠状 (『熊谷家文書』68)
近江	佐々木頼信	建武 3 年 (1336) 6 月 13 日大音助俊軍忠状 (『大音正和家文書』50)
伊勢	長野公光	観応 3 年 (1352) 5 月 25 日足利義詮感状 (『古簡雜纂』)
石見	吉見範直	観応 3 年 (1352) 8 月 12 日足利義詮感状 (『中国・四国』2328)
		文和 2 年 (1353) 1 月 10 日吉見範直書下 (『中国・四国』2428)
		文和 2 年 (1353) 2 月 30 日吉見範直書下 (『中国・四国』2446)
		文和 2 年 (1353) 4 月 22 日足利義詮感状 (『中国・四国』2468)
土佐	津野家時	建武 3 年 (1336) 1 月 8 日堅田経貞軍忠状写 (『中国・四国』219)
		建武 3 年 (1336) 3 月 22 日堅田経貞軍忠状写 (『中国・四国』294)
		建武 3 年 (1336) 10 月 25 日堅田経貞軍忠状写 (『中国・四国』527)
	三宮頼国	建武 3 年 (1336) 3 月 17 日堅田経貞軍忠状 (『中国・四国』291)
		建武 3 年 (1336) 3 月 22 日堅田経貞軍忠状写 (『中国・四国』293)
伊予	河野通盛	建武 3 年 (1336) 6 月 13 日河野通盛注進状写 (『中国・四国』375)
		建武 3 年 (1336) 6 月 14 日足利直義軍勢催促状写 (『中国・四国』376)
		建武 3 年 (1336) 8 月 4 日足利直義軍勢催促状写 (『中国・四国』440)
		建武 3 年 (1336) 11 月 2 日足利直義軍勢催促状写 (『中国・四国』531)
		建武 3 年 (1336) 12 月 30 日足利直義軍勢催促状写 (『中国・四国』562)
		建武 4 年 (1337) 7 月 29 日忽那重明軍忠状 (『中国・四国』641)
		観応 2 年 (1351) 8 月 6 日足利尊氏軍勢催促状写 (『中国・四国』2093)

* 「本郷文書」—『福井県史資料編二』、「大音正和家文書」—『福井県史資料編八』、「古簡雜纂」—『大日本史料』6編16冊560頁

信濃村上信貞 建武二年九月、市河経助は北条時行与党的退治のため、「当国惣大將軍村上源藏人殿」に従った（「市河文書」『関東』二八六。以下同）。村上信貞の軍事行動は建武四年三月の越前金ヶ崎城合戦まで確認でき（六七五）、彼の地位は「御追伐之大将」「信州惣大將軍」などと称されている（四〇七・五八〇）。村上氏は更級郡村上御厨を本拠地とする国人である。

信濃高梨經頼 建武四年四月、市河助房の代官嶋田助朝は、越後南朝方退治のため高梨經頼に従って出陣、頸城郡内を転戦し、經頼の証判を獲得した（「市河文書」『関東』六九一）。守護の小笠原貞宗と村上信貞はこの直前の三月まで越前金ヶ崎城攻略に加わっており、このような事情により北信から越後にかけて地盤を有する高梨經頼が起用されたものと考えられる。正平七年（一二五二）正月の武田弥六軍忠状には、高梨經頼の見知を得たうえで守護小笠原政長が証判を加えており（「甲斐武田文書」『関東』二一七五）、守護・大将の在国時は、彼らに従い軍事行動をともにしたものと考えられる。高梨氏は水内郡を本拠地とする国人である。

美濃土岐肥田四郎 暦応三年（一二四〇）九月、熊谷直経の代官

三山重行は、土岐肥田四郎・土岐高山弥六に従い越前に出陣した（「熊谷家文書」六八）。これより前の建武三年九月、鷺見忠保は「飛驒殿」に従い方県郡八代城を攻撃している（「美濃長善寺文書」『関東』五五〇）。飛驒は肥田の音通で、土岐肥田四郎と同一人物と考えられる。土岐肥田氏は美濃国肥田瀬莊を本拠地とする守護土岐氏の庶流で、室町期には奉公衆に列せられている。一方、土岐高山氏の系譜関係は詳しくは不明であるが、観応三年（一二五

二）九月四日の綸旨に、尾張国小弓荘の濫妨人として高山伊賀守の名が見える（「海蔵院文書」『大日本史料』六編一八冊三二六頁）。この人物は「足利義詮將軍宣下記録」（『関東』二八三三⁽¹²⁾）および『太平記』卷三四「新將軍南方進発事」に、足利義詮の従者として見え、將軍直臣の身分にあつたと考えられる。⁽¹³⁾

近江佐々木横山頼信 建武三年六月、伊香郡伊香社の大音助俊は「大將軍佐々木出羽三郎左衛門入道⁽¹⁴⁾」に従って高島郡三尾崎を警固、一條輔大納言と合戦し、その後、頼信の軍忠状証判を得た（「大音正和家文書」『福井県史資料編八中・近世六』五〇）。佐々木頼信は高島郡横山郷の国人で、西佐々木七氏の一員、室町期には外様衆の家格を有した湖西の名族である。軍事指揮者としての徴証は大音助俊軍忠状のみであるが、建武四年二月ごろには高島郡内の両使遵行を命じられるなど（「加茂御祖皇大神宮諸國神戸記」『古事類苑神祇部』六三九・六四〇頁）、地域支配の一端を担っている。西島太郎によれば、横山氏の経済基盤は脆弱であり、頼信の活動は彼個人の資質や家格の高さによるものであるといふ。

土佐津野家時・三宮頼国 建武三年正月、堅田経貞は「津野・三

宮」に従って戦い、津野家時の軍忠状証判を得た（「佐伯文書」『中國・四国』二二九）。その後も堅田経貞は三月から一〇月にかけて「三宮・津野人々」に従い、津野家時・三宮頼国の軍忠状証判を得ている（「土佐西岡家文書」『佐伯文書』同前一九一・五一七）。その後、地頭御家人指揮の徴証は確認できないが、第四節で述べるように、土佐佐竹氏（高岡郡久礼の国人）とともに「津野・三宮・佐竹人々」と並んで呼ばれ、軍事的役割を期待される存在であり続

研究ノート

四二(一)(六)

けた。津野氏は高岡郡津野荘の、三宮氏は同郡日下の国人である。

伊予河野通盛 建武三年六月、「一族并伊予国地頭御家人」の催促を命じられたのをはじめとして（「松雲公採集遺編類纂」『中国・四國』三七六）、以後、同年八月・一二月・一二月にも地頭御家人の指揮が命じられている（「白杵稻葉河野文書」同前四四〇・五三一・五六二）。実際に忽那重明は河野通盛に従って建武四年七月の伊予和氣浜の合戦に参加し、通盛の軍忠状証判を得てている（「伊予忽那文書」同前六四一）。また、細川皇海との「談合」や、「安芸・土左佐」の対等な関係をうかがわせる。河野氏は風早郡河野郷を名字の地とする国人である。

(一) 鎌倉期の動向

次に、彼らの活動がどのような歴史的淵源を持つのかについて検討したい。この点、川岡勉は「(河野)通盛による軍勢統率は足利氏からの権限付与に先行して存在していた」とを指摘している。川岡の論拠を、史料を挙げつつ確認していこう。

① 『吾妻鏡』建仁三年(一一〇三)四月六日

六日甲辰、伊予国御家人河野四郎通信、自幕下將軍御時以降、殊抽奉公節之間、不懸当国守護人佐々木三郎兵衛尉盛綱法師奉

行、別可致勤厚、兼又如旧可相從國中近親并郎從之由、給御教書、平民部丞盛時奉行之、通信年來有鎌倉之處、適賜身之暇、明日可帰國之間、召御前、給此御教書云々、

② 『吾妻鏡』元久二年(一二〇五)閏七月二九日

廿九日甲寅、河野四郎通信依勲功異他、伊予国御家人卅二人止守護沙汰、為通信沙汰、可令勤仕御家人役之由、被下御書、
伊予国海上警固事、自去年所結番也、忽那嶋役人注文三月分并事書遣之、任彼狀、嚴蜜可致沙汰、且及緩怠者、可有此咎、且召捕賊徒者、可注申交名於関東、早可存其旨之由、普可被相触也、仍執達如件、

③ 六波羅御教書（「尊經閣藏武家手鑑」「鎌倉遺文」二七七二二）

御
載
將
軍
判

元応三年二月十三日

陸奥守(大仏惟貞)（花押）

河野(通有)対馬前司殿

土居彦九郎殿

①では、河野通信は守護の指揮下に置かされることなく勤厚を致すことが、②では伊予の御家人三三名を自己の進止下に置くことが認められている。②の記事は、偽文書をもとに書かれた記事として夙に著名である。故に、②(あるいは①も)の内容が虚偽である可能性も生じるが、③は正文であり、その内容は、川岡のいうように地頭御家人を催促して海上警固にあたるよう命じるものである。建武年間における河野通盛の地頭御家人指揮が、右のごとき「一定の歴史的前提」のもとになされていていたことは間違いないだろう。

川岡の指摘を踏まえつつ、他の事例を検討してみよう。越後の佐々木加地氏は『吾妻鏡』に關係記事が比較的豊富で、同氏が越後国内で果たした役割を看取することができる。

④ 『吾妻鏡』建仁元年四月三日

三日壬午、晴、（中略）就越州飛脚、^{資盛}_城謀叛事、仰在國土可被追討否、可被遣當參之輩否、各被擬評定、而長用雖被誅之、其伴類未散之時也、尤可被廻用意之處、何雖一人可失當參壯士哉、早可被仰在國之士、但折節當國無可然輩、佐々木三郎兵衛尉盛綱法師、^{西念}_{法名}有上野國儀部之鄉、可被仰彼者、仍催越後國御家人等、可誅資盛之旨、遣御教書於盛綱入道、件御教書義盛給之、付飛脚下遣上州云々、

⑤『吾妻鏡』建保三年（一二一五）一〇月一〇日
十日乙未、越後國檢斷事、守護人相共可致沙汰之旨、^{佐々木盛綱}西念承畢、

⑥『吾妻鏡』承久三年（一二二一）五月二十五日
廿五日戊申、自去廿一日、至今曉、於可然東土者、悉以上洛、於京兆所記置其交名也、各東海東山北陸分三道可上洛之由、定下之、軍士惣十九万騎也（中略）

北陸道大將軍、^{從軍四万、}_{余騎云云}

式部丞朝時 結城七郎朝広 佐々木太郎信実

④は城資盛の乱に関わる史料である。「在國之士」に資盛追討を命じるべきところ、越後には「可然輩」がないため、上野國儀部に居していた佐々木盛綱に越後國地頭御家人の催促・指揮が命じられたという。⑤では文字通り、越後の検断を守護とともに沙汰すべきことが同じく盛綱に命じられている。このように佐々木加地氏は、守護支配を補完する役割を早くから担っていたのである。⑥は承久の乱の際に、盛綱の子信実が北陸道大將軍を務めたという記事である。④と合わせて、地頭御家人を指揮した事例と

いうことになる。このように、鎌倉期の佐々木加地氏は、守護支配の補完、地頭御家人の軍事指揮という二点において、河野氏と同様の「一定の歴史的前提」を有していたのである。

最後に、観応擾乱期に地頭御家人指揮の徵証がある「石見吉見氏（第二章で詳述）の事例を検討する。観応二年（一二五二）八月の侯賀致治軍忠状は、吉見頼直が南朝方に転じていた際の史料であるが、そこには「御敵式部七郎頼直、為大將、率三隅次郎入道・益田助一郎・高津余次長幸以下凶徒等」と記されている（久留島典子「益田金吾家文書（中世分）の紹介と考察」『大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究』二〇〇八年、二二七頁）。吉見頼直が

「大將」として南朝方の軍勢を率いたことからは同氏の実力のほどがうかがえるが、こうした軍事行動の淵源を考えるうえで見逃せないのが、長門探題と反幕府軍の合戦を記した『博多日記』の「同日（正慶二年（一二三三）三月二九日）、自長門早馬到来、石見国ヨリ吉見殿ヲ大將ニテ、三千騎ニテ向」とのくだりである。吉見氏の「大將」としての活動は、鎌倉期に一つの淵源を見出すことができる。^[17]

これら的事例により、南北朝期の有力国人層の活動は、全てがそうであるとは断定できないものの、鎌倉期のそれに淵源を求めることができると考へる。室町幕府は有力国人層の鎌倉期以来の実力に依存しつつ、対南朝戦を乗り越えようとしたのである。

（三）守護・大将との関係

ここで表一に戻ると、有力国人層の軍事指揮者としての活動は、建武年間にはその徴証を絶っている。本節ではその事情を検討し、

研究ノート

四四(一)(二)

守護・大将との関係を明らかにしたい。

はじめに佐々木加地景綱の事例を取りあげる。景綱の軍事指揮者としての終見は、建武五年（一三三八）三月日色部高長軍忠状への証判である（「色部文書」『関東』八一五）。景綱がその役割を終えた事情については、暦応年間の上杉憲顕の越後守護就任が画期とされている。たとえば山田邦明は、「各地で足利方が優勢になり政権も安定してくると、幕府も加地のような領主層を切り捨てて、重臣たちをより強力に各地に配置してゆこうとする。上杉憲顕が大将兼守護として越後に入部したのもこうした幕府の政策によるものであった」と述べている。しかし、この時期、越後に派遣されたのは上杉憲顕だけではない。これより前、建武五年閏七月には高師貞の派遣が羽黒義成に伝えられている（「中条家文書」同前八六二）。高師貞は、前年九月に信濃国人を率いて「越後国池・風間以下凶徒」退治のため越後に出陣した人物で（「市河文書」同前七五五）、越後守護高師泰の守護代と考えられている。このように、建武四・五年ごろになると、譜代被官部将が越後に派遣されるようになる。この事実に画期を見出すべきと考える。

次に信濃の村上信貞の事例を検討する。建武四年三月の越前金ヶ崎城合戦が、村上信貞の軍事指揮者としての活動の終見である（「市河文書」同前六七五）。その背景として注目されるのが、佐々木加地氏と同様、足利一門・譜代被官部将の派遣である。(a) 建武四年九月、高師貞が信濃国人を指揮して越後に発向（前掲）、(b) 暦応四年（一三四一）六月、大将斯波家兼・守護小笠原貞宗が越後に発向（「市河文書」同前一二三七）というように、建武四年九月以降、足利一門・譜代被官が信濃国人を指揮するようになるのである。ここから、彼らの派遣にともない、村上信貞は役割を終えたと考へることができる。⁽¹⁹⁾

それでは、なぜ建武四・五年に入り、足利一門・譜代被官部将が相次いで越後・信濃に派遣されるようになったのだろうか。注目したいのは軍事情勢の変化である。山本隆志は、建武四年三月の越前金ヶ崎城の攻略後、室町幕府の越後経略が本格化することを指摘している。⁽²⁰⁾ 高師貞らの派遣もこの流れのなかに位置づけることができる。すなわち、金ヶ崎城の攻略により軍事情勢が好転した結果、室町幕府は足利一門・譜代被官部将を派遣することが可能になったのである。

このように考えると、有力国人層の軍事指揮者としての役割は、足利一門・譜代被官部将の派遣の有無と密接に連動していたことが想定できる。そこで最後に、伊予河野通盛の事例を検討したい。河野通盛の軍事指揮者としての終見は、建武四年七月二九日忽那重明軍忠状（「伊予忽那文書」『中国・四国』六四一）への証判であるが、やはりこの時期に足利一門部将の派遣が確認できる。関連史料を列挙しよう。(a) 建武四年七月二二日足利直義軍勢催促状写「所差遣安芸・土左^佐両国守護并軍勢也、相共可令誅伐凶徒」（前掲）。(b) 同年一〇月二八日足利尊氏軍勢催促状写「伊予国凶徒誅伐事、所差下細河九郎三郎也」（「出雲朝山系岡勘記」同前六七二）。(c) 建武五年二月二〇日岩松頼宥書下写「予州凶徒為誅伐所令下向也」（「集古文書十五」同前七三〇）。(d) 康永元年（一三四二）五月三日足利直義軍勢催促状「伊予国凶徒誅伐事、所遣細河刑部大輔頼

春也」（「中野忠太郎氏所藏手鑑」同前一一六七）。このように、建武四年七月以降、伊予には足利一門部将が次々に派遣されるようになるのである（岩松頼宥・細川頼春は派遣後そのまま伊予守護となる）。越後・信濃の事例を踏まえれば、足利一門部将の派遣と連動して、河野通盛は軍事指揮者としての役割を失つていったと考えられる。以上の考察により、足利一門部将・譜代被官部将の派遣の有無と、有力国人層の地頭御家人指揮とが、密接に関わっていることが明らかになつたと考える。この点については、第二章で改めて検討することにしたい。

(四) 暦応年間以降の動向

有力国人層は暦応年間までに軍事指揮者としての役割を失つたが、それは地域社会における彼らの影響力が減少したことをただちに意味するものではない。

まず軍事的役割についてはどうだろうか。土佐の津野家時・三宮頼国・三國の事例を取りあげてみよう。彼らの軍事指揮者としての徵証は建武三年（一三三六）中に見られなくなるが、その後も守護・大將の軍勢催促状に彼らの名前が現れる。関連史料を列挙しよう。(a)暦応二年（一三三九）一二月二四日細川皇海軍勢催促状写「近日所令発向大高坂城也、津野・三宮・佐竹人々相共、率一族等、可被防後攻凶徒」（「土佐国靈簡集拾遺卷一所収佐伯文書」『中國・四国』九〇六）。(b)康永二年（一三四三）九月一日僧某（細川皇海）軍勢催促状写「明日三日可相攻佐河四郎左衛門入道城也、津野・三宮・佐竹人々与同心合力、且率一族、且可被抽戰功」（「土佐国靈簡集拾遺一所収佐伯文書」同前二二九一）。ここに示される

ように、津野・三宮両氏は引き続き軍事力を期待される存在であり続けた。

その具体的な様子がよくわかるのが、越後佐々木加地氏である。暦応四年に比定できる二月九日の顕智書状（後掲注（21）B文書）は、金沢称名寺領越後国奥山莊金山郷の代官と思われる同人が、称名寺に現地の情勢を報告したものである。そのなかに、次のくだりがある。

当国躰者未定候、御敵も御方へ参候□て、近江守方へ内通仕候なれとも、斯波家兼与洲發□きらゝゝしからす候間、又雪消候ハ、合戦□申候、いかさまも予州の発向遅々仕候ハ、□なく候、

暦応四年、室町幕府は大將斯波家兼・越後守護上杉憲顯・信濃守護小笠原貞宗を軍事指揮者として越後凶徒退治に当たらせた。しかし右の史料からは、実際には佐々木加地景綱を通じて敵方の誘引工作が展開したことがうかがえる。このように、建武末年以降、地頭御家人の軍事指揮者として現れることはなくなるものの、依然として彼らの実力に支えられながら、室町幕府の対南朝戦が展開しているのである。

次に有力国人層が果たしていた政治的役割について考えてみたい。ここでは使節としての役割に着目する。彼らが所務遵行などの使節を務めていたことは、以下の諸例に明らかである。(a)佐々木横山頼信（建武四年二月ごろ、高島郡高島莊の神税米押取事件につき、佐々木永田信氏と両使を務める（前掲）。(b)石見吉見頼直（建武四年一一月、吉賀郡豊田郷地頭職をめぐる相論につき、

研究ノート

四六(八〇)

論人の召喚を命じられる（「永田秘録所収石見内田家文書」『中国・四国』一二二五）。(c)河野通盛—建武五年七月、桑村郡河原莊公文名の沙汰付を命じられる。(d)村上信貞—建武二年一一月に更級郡四宮莊内北条地頭職を、建武五年四月に水内郡大田莊内大倉郷の沙汰付を命じられる（以上、出典は前掲注（11）参照）。

ここで再び佐々木加地氏の事例を取りあげる。佐々木加地景綱は、暦応二年一〇月に奥山莊内金山郷の沙汰付を大見肥後彦五郎とともに命じられ（「称名寺文書」『関東』一〇一四）、貞和三年（三四七）一〇月には黒川茂実の所領安堵に先立つて、当知行の有無と「支申之仁」の有無の事前調査を行っている（「三浦和田文書」同前一七四〇）。特に後者の事例は、佐々木加地景綱と同時に守護上杉憲顕も調査を行っている点が興味深い（「三浦和田文書」同前一七三八）。通常は守護・国人のどちらか一方に命じられるところ、この事例では両者がいわば共同・連携しながら調査を行っているのである。前述したように、川岡勉は河野通盛が「國大將の軍事的活動や守護の分国支配」を補完する役割を果たしていたと指摘しているが、これまでの考察により、河野氏以外の有力国人層も同様の役割を果たしていたことが確認されたのではないだろうか。

最後に、称名寺文書に残された五通の書状を題材に、地域社会における有力国人層の位置を考えてみたい。いずれも暦応年間（一三三八～四二）の末ごろに比定される書状⁽²¹⁾で、越後国奥山莊金山郷の代官顕智が称名寺に送った書状と推測される。うち一通は前に引用したもので、代官が所領經營のために苦心する様子が生々しく伝わってくる。

C・D文書には、景綱が金山郷の請負を提案していることが記されている。「近江守□候て、又自明年二ヶ年を請申候へき□、愚身難量候由申候に、仍近江守態□使者を立候」（C文書）、「近江守心地ハ、明年三明ニ年二ヶ年を、如先□錢分ニ給ハリ候ハんと申けに候へとも」（D文書）である。これらの文書を分析した福島金治によれば、顕智は「二子橋・貝屋・曾禰・貝塚・政所の寺領の村の一つを景綱に与えることで年貢の増量をはかった方がよいと進言」したという。現地を知り尽くした代官の現実的な提案とも

注目されるのが頻繁に行われる贈答である。顕智は佐々木加地景綱とその被官・殿原たちに茶などの贈答を繰り返し行い、良好な関係を保つことに努めている。「茶を二種、近江守⁽²²⁾はたこふるいに仕□おりふし、諸群勢⁽²³⁾打聚て候し中にて、茶□此六室四室を立て候へ、近江守をはじめて諸人おもしろかり申候」（A文書）、「今年ハ未茶をも不用意候間、近江守の方□不出候」（B文書）のごとくである。これらの贈答は所領經營を円滑に進めるうえで不可欠の行為であったが、称名寺からは快く思われていなかつた。「近江守殿へも、歳末ニ茶せん一、茶一裹つ□、それならす内の人々方へも、心さし候、是偏ニ愚身かために候ハす候」（D文書）とあるのが、それを示している。金山郷の獲得を狙う景綱との癒着を称名寺は警戒したものと思われる。なお、顕智が景綱の顔色を常に気にかけていたことは、「朝夕当郷の事を思候にも、又御寺の事□も、近江守にも、内之殿原にも、心ニ合候ハんと□心苦無隙候」（D文書）、「近江殿の氣色を」（E文書）といった記述からもうかがえる。

いえようが、称名寺には却下されたようである。以上のように、有力国人層は暦応年間以降も室町幕府の支配体制のなかで一定の軍事的・政治的役割を果たし続け、また地域社会において大きな存在感を有していた。これこそが、観応擾乱期に入つて再び彼らに活躍の場が与えられる前提になると考えられる。そこで章を改めて、観応擾乱期以降の展開について論じていくことにしたい。

第二章 一三五〇年代以降

(一) 観応擾乱と有力国人層
再び表一を参照すると、若狭本郷貞泰、石見吉見範直、伊勢長野公光、伊予河野通盛といった有力国人層が、観応擾乱の再燃後（観応二年～三五）七月以降）、地頭御家人の軍事指揮・軍功認定に当たつたことが知られる。

若狭本郷貞泰　観応二年八月、翌三年二月、文和二年（一二五三）六月に「国中軍勢」「國中地頭御家人」の指揮が命じられている（「本郷文書」『福井県史資料編二中世』二八・三七・四五）。

石見吉見範直　観応二年八月、足利義詮は吉見範直の注申により、内田致世に感状を発給した（「石見保賀文書」『中国・四国』二三二八）。さらに翌文和二年正月、範直は保賀兵庫助の戦功を賞し、幕府への注進を約束している（「石見保賀文書」同前二四二八）。吉見範直は各種系図に見える三郎直頼と同一人物と考えられ、父頼直は建武四年（一二三七）五月、石見凶徒誅伐のため派遣された「安芸・周防・長門守護并在京軍勢等」と「加談合」えるよう命

じられ（「山口県文書館蔵家譜別録」同前六一〇）、暦応四年（一二四二）一一月には引付頭人奉書により論人の召喚を命じられるなどの活動が知られる（前掲）。石見吉見氏は吉賀郡の国人である。伊勢長野公光　観応三年五月二五日の足利義詮感状（和田九郎宛）に、「於伊勢国致軍忠之由、工藤庄司マ光所注申也」と記されている（「古簡雜纂」『大日本史料』六編一六冊五六〇頁）。工藤庄司公光は伊勢長野氏の一族と考えられるが、系図には見えない。

研究ノート

四八（二三）

として足利義詮とともに在京していた（『太平記』卷二〇「吉野殿与相公羽林御和睦事」）。

このように、有力国人層の起用が確認された地域は守護の不在が共通点として指摘できる。足利一門であるため一覧には含めていないが、同様の事例として小俣竹一丸氏詮の軍事行動を取りあげて傍証を試みよう。小俣竹一丸の軍事指揮徴証は次の通りである。(a)觀応三年四月、足利義詮、小俣竹一丸の注申により感状を発給（『南狩遺文』『大日本史料』六編一六冊四三五頁）。(b)同年五月、小俣竹一丸、淡輪重継の軍功を賞し、恩賞の申沙汰を約束（『淡輪文書』同前四九四頁）。これらの史料により、小俣竹一丸が摂津・紀伊国境付近で軍事行動を開いていたことが知られるが、小俣竹一丸の軍事行動の背景にはやはり守護の不在という事情があつたと考えられる。すなわち、守護の畠山国清は足利尊氏に従い関東に下向していたのである（『太平記』卷二〇「蘆塙山合戦事」）。觀応擾乱の再燃にともない、室町幕府が守護の軍事指揮権を強化し、彼らに請け負わせるかたちで内紛を克服しようとしたことが近年指摘されるようになった。²⁴⁾しかし、守護不在の国々においては、有力国人層の軍事力に依存せざるを得なかつたに違いない。室町幕府は彼らを起用する方策を選択し、その結果、有力国人層が地頭御家人を指揮するという建武年間と同様の状況が現出するのである。

(二) 守護との関係

ここでは有力国人層と守護の関係について考察していきたい。まず若狭本郷氏の動向を検討する。市川裕士の研究に拠りつつ守護との関係を見ていく。觀応二年（一三五二）八月に足利直義とその与党が北陸に没落すると、本郷貞泰は「國中軍勢」を率いて彼らを誅伐するよう命じられた（『本郷文書』『福井県史資料編二中世』二八。以下同）。しかしその後、新守護派遣の準備が整うにともない、本郷貞泰の軍事指揮権は「一族并同心之輩」に限定されていく（三六）。觀応三年五月一八日本郷貞泰軍忠状（四一）。斯波家兼証判によれば、閏二月以降、子息信泰が新守護斯波家兼の子直持に従つて若狭国内を転戦し、三月一七日に直持とともに上洛した。そして本軍忠状を受けて、六月には斯波家兼の軍忠状を獲得している（四二）。右の本郷氏の動向について市川は、「本郷氏に求められた軍事行動の中心的役割は、守護の軍事的役割が期待できない中でのいわば暫定的な措置と位置付けられるもの」と指摘している。首肯し得る見解である。

次に石見吉見氏の動向を検討する。擾乱再燃前の石見守護は足利直義・直冬派の人物と考えられている。尊氏方の石見計略が本格化するのは文和元年（一三五二）の末になつてからである。一〇月、石橋和義が中国地方に大将として派遣された（『備後鼓文書』『中国・四国』二四三三）。和義は、同月一四日に石見国人君谷実祐に所領を預け置いていることが確認できるが、彼自身は備前に留まり（『兼綱公記』文和元年一一月一二日条『大日本史料』六編一七冊二二八頁）、その後も備中・備後で合戦を続け、ついに石見には下向しなかつた。そのようななか、石見に派遣されたのが荒川詮頼である。文和元年一一月、荒川詮頼の派遣が石見国人に報じられている（『萩藩閥閱錄百廿一之一』『中国・四国』二四〇二）。赤波重

房の軍忠状（「周防久利文書」同前一四七）や、荒川詮頼自身の授受文書からは、翌文和二年正月ごろには石見国内で活動を開始したことがあがえる。

ここから、吉見範直が軍事指揮者として活動した、観応二年五月から翌文和二年一月は、守護不在期に合致することがわかる。そして、荒川詮頼の活動が本格化するにつれて、吉見範直の活動は見えなくなっていく。観応二年以降、吉見範直の指揮下にあつた内田致世も、遅くとも文和三年二月には、荒川詮頼の軍勢催促を受けて活動している（「石見侯賀文書」同前一五七）。吉見範直は、新守護荒川詮頼の石見下向にともない軍事指揮者としての役割を終えるのである。

以上のように、觀応擾乱期における有力国人層の軍事指揮者としての役割は、守護不在の状況に対応するための戦時体制であり、守護の下向と同時に、彼らの多くは軍事指揮者としての役割を終えるのである。第一章の考察とあわせて考へるならば、室町幕府はあくまで足利一門・譜代被官部将、のちには守護を中心とした軍事体制の構築を目指していたことがができる。

(三) 足利的秩序のなかの有力国人層

有力国人層と守護の関係を右のように理解した場合、室町幕府は彼らをそのまま守護に補任すればいいものを、そうしなかったのは何故なのか、という疑問が生じる。その理由を考える際に参考になるのが伊予の事例である。

伊予守護職をめぐる室町幕府・河野通盛の交渉は次のような経過をたどった。²⁶ まず觀応二年（一二五）八月、觀応擾乱の再燃

をうけて、足利尊氏は河野通盛に「一族并国人等」の軍事指揮を命令した（前掲）。建武年間と同様の、地頭御家人の軍事指揮権が認められたのである。その後、河野通盛は尊氏派として軍事行動を開始し、その軍功をもとに伊予守護職を要求した。一二月、尊氏は当時西国を管轄していた義詮に対し、河野通盛の伊予守護職所望に関する処置を委任している（小松茂美『足利尊氏文書の研究 II 図版篇』旺文社、一九九七年、一五一号文書）。翌觀応三年三月一〇日、義詮は河野通盛に対し、参陣すれば伊予守護に補任する意向を示した（「予章記」『中國・四國』二二三四）。その後、河野通盛は尊氏派として行動した徴証があり、伊予守護に補任されたと考えられる。

別稿でも論じた通り、觀応三年三月に守護補任が実現した背景には、閏二月一〇日に現任の伊予守護と想定される細川頼春が、南朝方との合戦で討死したことが関係するものと考えられる。足利一門守護による戦乱の鎮圧が困難になつた段階で初めて、河野通盛は守護に補任されたのである。ところが、文和三年（一二五四）には、早くも細川頼春の子頼之の活動が見られるようになる（「伊予国分寺文書」同前一六六三）。これを守護としての活動と考えてよいかは判断しかねるが、延文元年（一二五六）には守護在職徵証が確認できる（「東寺百合文書ほ函」同前一八二〇）。河野通盛はわずか二～四年で伊予守護職を罷免されてしまうのである。

河野氏の場合、守護罷免後も単なる一国人に留まらない立場を有していた。(a)康安二年（一二六一）三月、細川清氏の謀反につき「相談于頼之、可致其沙汰」²⁷ きことが命じられる（「白杵稻葉河

研究ノート

五〇(一八四)

「野文書」同前三一五三)、(b)同年一月一四日、河野通盛の嫡子通遠、伊予觀念寺に禁制を与える(「伊予觀念寺文書」同前三一八二)、のごとくである。河野通盛は守護細川頼之と「相談」じるという関係にあり、当該地域においては安全保障の主体として禁制の発給を求められるほどの実力を保ち続けていたのである。それでも室町幕府は河野氏を守護に補任することはしなかった。結局、河野氏は康暦政変(康暦元年(一三七九))の際に、斯波義将が河野氏を自陣営に引き入れるための工作により、伊予守護に還補されるのである(「萩藩譜錄河野六郎通古」同前四五一〇)。

伊予守護職をめぐる一連の経緯からは、室町幕府の足利一門重視姿勢を読みとることができる。佐藤進一は、建武三年(一三三六)二月の室津軍議で定められた守護・大将の配置や、守護の沿革考証を進めるなかで室町幕府の一門志向をいち早く指摘している。また最近、谷口雄太は中世後期社会を覆っていた「足利的秩序」⁽²⁷⁾の存在を解明している。本稿で論じてきた有力国人層の動向からも、同様の事実が指摘できよう。有力国人層の活動は、足利一門・譜代被官出身の守護・大将が不在、あるいは彼らの軍事力が期待できないなかでの戦時体制と位置づけられる。彼らの役割がその後定着するか否かは改めて検討しなければならないという点に、特に注意する必要があると考える。

(四) 有力国人層のその後

ここでは、貞治年間(一三六一~六八)以降に全国規模の戦乱が収束していくなかで、有力国人層はいかなる政治的・軍事的役割を果たしたのか(あるいは果たさなかったのか)について検討する。

まず越後佐々木加地氏の事例を検討する。第一章第四節で論じたように、平時における有力国人層の役割の一につき使節としての役割がある。この点、貞治二年・三年(一三六三・六四)の二度にわたり、越後国奥山荘高野条等の沙汰付が佐々木加地越前守・小笠原弥次郎に命じられているものの(「三浦和田文書」「関東」三一三五・三一八四)、觀応擾乱以降の両使遵行事例は、越後全体で見てもこの二例のみである。外岡慎一郎は、觀応・文和年間以降、使節遵行の扱い手が守護に一元化していくことを明らかにしているが⁽²⁸⁾、越後でも同様の変化が生じていたものと推測される。したがって、室町幕府の地域支配のなかに占める、越後佐々木加地氏の比重は低下していくと判断される。

年未詳(応安元年(一三六八)から永和四年(一三七八)の間)六月一八日越後守護代長尾高景書状(「三浦和田文書」「新潟県史資料編中世二」一三〇三)には、「加地近江四郎、憑会津新宮江打出之由聞候」と記されている。加地近江四郎の関連史料としては、觀応元年(一三五〇)一月一八日加地近江四郎代左衛門尉貞朝打渡状(「三浦和田文書」「関東」一九三三)があり、室町幕府の所務遵行命令を受ける有力者であったことがわかる。「近江四郎」という名乗りから、佐々木加地景綱(近江守)の近親と考えられるが、彼が会津に没落したというのである。その後の越後佐々木加地氏の動向に関して山田邦明は、「景綱の子と思われる加地近江四郎は会津の芦名氏をたのんで陸奥の新宮に逃亡しているが、このことからみても、加地氏は上杉氏との抗争に敗れて、家は残したもののが所領を削減された可能性が高い」と述べている。従うべきであ

ろう。

次に若狭本郷氏の事例を検討する。(a)康安元年(一三六一)九月、守護細川清氏の失脚の際、「早同心輩相^(共)斗可加退治、且彼在所悉可注申」きことが命じられる(「本郷文書」『福井県史資料編二中世』五一。以下同)。(b)明徳元年・二年(一三九〇・九一)、「公家進行足」「賀茂造替用脚若狭国段錢」を佐分氏(將軍近習・奉公衆)とともに徵収するよう命じられる(六六・六七)。(c)応永六年(一三九九)一二月、応永の乱に関連して、「若州凶徒対治事、所差下本郷^(詮泰)美作守也、早令同心彼手、可致忠節」きことが「当国地頭御家人中」に命じられる(七四)。これらの史料により、応永年間ごろまで、若狭本郷氏は室町幕府の地域支配を補完する役割を果たしていったことがうかがえる。しかし、市川裕士は「応永の乱終結直後に反幕府方勢力の制圧を命じられた事例以後、若狭において政治的役割を求められた事例を確認することは出来ない。守護支配の展開の中で、幕府の若狭支配は守護を通じたものへ一元化、奉公衆本郷氏が幕府から政治的役割を求められる事例はみられない」と指摘している。⁽³⁰⁾

このように、越後佐々木加地氏・若狭本郷氏は、時期の差はあるものの、守護支配の展開にともない室町幕府の地域支配のなかに占める比重を低下させていくのである。

それとは反対に、守護支配が十分に展開し得なかつた地域では、南北朝期の有力国人層がそのまま室町期においても自立的な領主として存続し、室町幕府の地域支配を支えていくことになる。信濃村上・高梨両氏の事例を取りあげ、この点を考察しよう。

南北朝期室町幕府の地域支配と有力国人層(堀川)

村上・高梨両氏が守護権力から自立的な国人領主であったことは、応永七年の信濃国人一揆などの事例を通じてよく知られている。守護への反抗と目される事例を挙げると、(a)至徳四年(一三八七)九月日市河頼房軍忠状「右、当国^(信州)凶徒村上中務大輔入道・小笠原信^(長基)濃入道・高梨薩摩守・長沼太郎以下輩、^(至徳)四月廿八日、引率數多勢、於善光寺捧義兵」(「市河文書」『新編信濃史料叢書二』四六頁)。(b)応永七年一月一五日市河興仙軍忠状「右、当国^(信州)凶徒村上中務少輔滿信、依令違背上意、令帳行檄訴、為御退治、今年^(應永七)九月十日、小笠原信濃守長秀(中略)被召河中島横田御陣、仍大文字一揆高梨薩摩守朝高以下、滿信令同心合力」(「市河文書」同前五〇頁)のことである。こうした守護支配からの自立的側面は、室町幕府の発給文書からもうかがうことができる。

①足利義持御内書案(「昔御内書符案」『信濃史料第七卷』五五五頁)
國事閣万事、早速令發向候条、神妙候、仍所成御判候也、委細事者自管領方可申候也、

十一月十六日
応永三年

小笠原^(政康)右馬助殿
高梨^(朝秀)陸奥守

②管領細川持之書状案(「足利將軍御内書并奉書留」『信濃史料第八卷』五九頁)

對被官人及弓矢之由、被聞召及、関東物急之時分、殊不可然候、急止私之儀、先度如被仰出候、可被致忠節候、仍蘆田御退治事、依此儀御延引候也、恐々、

研究ノート

五一(一八三)

(永享七年)
十月七日

村上中務大輔殿

③室町幕府神宮方奉行人連署奉書案〔「室町家御内書案」同前三七頁〕

造外宮料信濃国役夫工米事、為使節、令下向依田新右衛門尉之
處、知行分并一族・被官人等難渋云々、事實者甚不然、
不日究済之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享四年六月六日（国分・開闢・神宮方頭人三名の連署省略）

村上中務大輔殿

①は、応永三〇年、鎌倉公方足利持氏が京都扶持衆の討伐を進め
た際に、足利義持が発給した御内書で、守護小笠原政康と並んで
高梨朝秀が褒賞に預かっている。室町幕府が守護と並ぶ存在とし
て高梨氏を認識していることが読み取れる。③は、外宮役夫工米
の徵収に関わる奉行人奉書である。村上頼清が守護を介さずに役
夫工米を負担しているのは守護不入権に相当するが、これは「直
属御家人としての特權」とされている。⁽³¹⁾ 同様の文書は安芸国の一
部を「分郡」として知行していた安芸武田氏、軍制の面から「幕
府直属国人」と位置づけられている安芸毛利氏⁽³²⁾にも発給されてい
る（永享二年（一四三〇）閏一月二七日神宮方奉行人連署奉書案「御前
落居奉書」『室町幕府引付史料集成上巻』五七頁、文安三年（一四五六）
五月二日神宮方奉行人連署奉書『毛利家文書之一』五六）。村上氏が室
町幕府の制度上、守護支配からの自立的側面を保障させていたこ
とがうかがえる。このように、村上・高梨両氏は永享年間にに入る
と室町幕府に直接把握されるようになつたことが史料上明確にな

るが、その背景には当該期固有の政治情勢、すなわち②に記され
る「関東物忌之時分」という都鄙関係の悪化が想定できる。室町
期においても守護支配から自立的な側面を持ち続けた両氏は、都
鄙関係の悪化という政治情勢のなかで、室町幕府の地域支配を支
えていく存在として再び位置づけられたと考えられよう。

そして、彼らのなかから、守護に匹敵する領域支配権を認めら
れる者が現れる。観応擾乱期に地頭御家人指揮の徵証がある伊勢
長野氏がそれに相当する。応永三〇年一二月、守護土岐持頼の在
職中にもかかわらず、関持盛・長野満高の両名に伊勢国智積御厨
の遵行が命じられた（『醍醐寺文書』「口宣綸旨院宣御教書案」『四日市
市史資料編古代・中世』二四七・二四八）。本文書が関・長野両氏に
宛てられた事情について、稻本紀昭は守護土岐持頼の政治的地位
の悪化を論じており、大藪海はそれに加えて、文書申請者がより
実効性のある関・長野両氏を使節に指名した可能性を指摘してい
る。⁽³³⁾ 時々の政治情勢や守護の統治能力が期待できないなかで、彼
らのような存在が地域支配の担い手として起用されたことは、本
稿で論じてきた、南北朝期における有力国人層の起用のあり方と
類似したものと理解することができる。こうした前例の積み重ね
の結果として、守護ではないにもかかわらず、一定の領域で守護
と同様に振る舞う存在、すなわち大藪のいう「知行主」が生まれ
てくると見通すことができるのではないだろうか。

以上、本節では有力国人層のその後を追ってきた。これまでの
考察を踏まえて、室町幕府の地域支配をどのように理解するのか
という私見は最後に述べることにし、次章では、有力国人層がい

かなるかたちで室町幕府に把握され、当該期の身分秩序に位置づけられていたのかを検討していきたい。

第三章 室町幕府の身分秩序と有力国人層

本稿で取りあげてきた各氏には、後に奉公衆・外様衆として室町幕府の身分秩序に位置づけられたものが多く見える。各番帳等によれば、奉公衆に若狭本郷・美濃土岐肥田・石見吉見各氏が、外様衆に伊勢長野、近江佐々木横山各氏が、それぞれ見えている。このように見ていくと、有力国人層は将軍直臣として室町幕府に把握されていた可能性が高い。そこで本章では各氏の動向を検討していきたい。

はじめに、室町期に「衆」に編成される者について。

若狭本郷氏 本郷氏は、觀応年間以降將軍直臣としての徵証が確認し得る。主要な徵証を以下に列挙する。(a)觀応二年(一三五二)九月一日、足利尊氏が松尾社法樂の和歌を講じた会に、「散位家泰」が参加している(『東文書』『大日本史料』六編一五冊二七二頁)。(b)正平七年(觀応二年)二月六日、本郷家泰は將軍家領の相模国愛甲荘内の闕所地を充行された(『新編相模風土記稿』同前一六冊七二頁)。(c)延文三年(一三五八)一二月の「足利義詮將軍宣下記録」に「本郷左近^姓将監」が見える。(d)貞治六年(一三六七)三月二九日、北朝中殿和歌御会に義詮が参加した際、笠役に「本郷左近大夫将監詮泰」が見える(『貞治六年中殿御会記』同前一七冊九〇二頁)。

土岐肥田氏 延文四年一二月の義詮親征を記した『太平記』卷三四「新將軍南方進発事」に、義詮に従つた人々のうちに「同飛^姓」

「驛伊豆入道」が見える。該当箇所には、守護家以下の土岐一族が列挙されており、全てが將軍直臣とは断定できないが、後の奉公衆土岐肥田氏には伊豆守を名乗る人物がいるので、將軍直臣として供奉したものと考えてよい。また、明徳二年(一三九二)八月の相國寺供養に「土岐肥田源六満昌」が足利義満の帶刀として供奉している(『相國寺供養記』『群書類從第二十四輯』)。

伊勢長野氏 応永二九年(一四二二)の足利義持夫妻の伊勢參宮に際し、関・雲林院・北方一揆・加太平三郎とともに「長野右京亮滿高」が饗應役を務めているのが、將軍直臣としての初見である(『花當三代記』同年八月二十五日・九月十九日条『群書類從第二十六輯』)。長野滿高の「満」の字は義満の偏諱と考えられるので、この関係は義満が出家する応永元年七月以前に遡るが、それ以前の動向は詳細不明である。

石見吉見氏 長享元年(一四八七)の「常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」(『群書類從第二十九輯』)に「吉見次郎」が奉公衆二番衆として見える。「永享以来御番帳」(同前)の「吉見七郎」(奉公衆二番衆)も、「七郎」という仮名(南北朝期の吉見頼直の仮名と同一)により石見吉見氏と判断してよいだろう。しかし、これ以前の動向は詳らかでない。

近江佐々木横山氏 西島太郎の研究に拠りつつまとめると、貞和年間以降、佐々木横山氏に関する史料はしばらく絶える。室町幕府との関係がうかがえる史料としては、(a)応永二八年六月、義持が「近江国高嶋郡横山参川守跡散在所々」を石清水八幡宮に寄進(『石清水文書之六』七七)、(b)「文安年中御番帳」(『群書類從第二十九

輯」外様衆の項目に「佐々木横山」が記される。以上二点に限られ、南北朝期・室町初期の動向は詳らかにできない。

それでは、室町期に「衆」として見えない者たちは、どのような位置づけになるのだろうか。①南北朝期に将軍直臣の徴証があるもの。②「衆」としては見えないが、将軍直臣に含まれると考えられるもの。③その他の三つに分類し、考察を進めていこう。

①南北朝期に将軍直臣の徴証があるもの

越後佐々木加地氏 康永三年（一二三四四）五月一七日の「足利直義熊野参詣供奉人交名」（『師守記』）に「佐々木加地筑前三郎左衛門尉」、翌年八月の「天龍寺供養日記」（『白河結城家文書』『関東』一五八一）に「佐々木筑前三郎左衛門尉」が見える。実名は貞信（『太平記』卷二十四「天竜寺供養事」）で、觀応元年四月に杉太郎とともに越後国奥山莊北条内荒居村の沙汰付を命じられている「加地筑前次郎左衛門尉」は近親と考えられる（『三浦和田文書』『関東』一八九〇・一八九一）。『尊卑分脉』によれば、貞信の父は顕信で、この人物は元応三年（一二三二）三月八日の和与状（『中条家文書』『鎌倉遺文』二七七二九）に「越後国加地庄古河条内洲崎地頭源顕信」と見える人物である。このように、越後佐々木加地氏は室町幕府に出仕し、種々の儀礼に参加していたのである。

伊予河野氏 河野通盛の子通朝に将軍直臣の所見がある。すなわち、文和三年（一二五四）八月二〇日足利義詮御判御教書は、河野対馬六郎通朝に対し「名国司所望事、所挙申公家也、可令存知之状如件」と伝達している（『予陽河野家譜』『中国・四国』二六三六）。後年、正式な手続を経た任官は将軍直臣層に限られるよう

になるが、同時期の官途吹舉状を見る限り、觀応・文和年間ごろには既に、将軍直臣や当參奉公人などに限定されつつあったと推察される。また、これより前の暦応三年（一二四〇）八月の足利直義感状写（河野通朝宛）の冒頭に、「伊予國頭破并□山城合戦事、去月廿三日注進状聞食候」とある（『篠山本河野家譜』同前九八三）。管見の限り、室町幕府に注進状を送付しているのは守護・大将および将軍直臣に連なる人々と認められる。⁽³⁶⁾ 延文四年一二月の義詮親征を記した『太平記』卷三四「新將軍南方進發事」によれば、義詮に従った人々のうちに「河野一族」があり、河野氏の軍勢が將軍の膝下に編成されていた可能性もある。河野氏は康暦年間以降守護家となるので、「衆」としては見えない。

②「衆」としては見えないが、将軍直臣に含まれると考えられるもの

信濃村上氏 文和四年二月の足利尊氏近習馬廻衆連署一揆契状（『越前島津家文書』『関東』二六三四）に、「むらかみのかうち貞頼」「むらかみのかもんのすけ氏頼」の両名が見える。両名と村上信貞との関係は不明だが、官途「河内守」が共通しており近親と判断される。次いで、嘉慶三年（一二八九）から応永二三年までの間、的始の射手として、村上三郎・同掃部助・同三河守の名が見える（『御的日記』『続群書類從第十二十三輯下』）。村上貞頼・氏頼の子孫であろう。このように、村上信貞の近親の貞頼・氏頼が將軍近習として室町幕府に出仕しており、彼らの子孫が奉公衆として存続していくのである。⁽³⁷⁾

一方、信濃村上氏については、永享四年（一四三一）、役夫工米

の徴収が守護を介さずに納入されている。守護不入権が将軍直臣の特権であることは前述の通りである。

信濃高梨氏 明徳三年三月、高梨朝高は所領安堵を求めて申状を提出した。その申状には次のようにある（「高梨文書」『長野市誌資料編 原始・古代・中世』一八二）。

右、大概如斯、彼所々事、或為譜代本領、或為勲功拝領之地、于今當知行無相違者也、此外在國之輩數ヶ所雖有歎申子細、追可令言上之間、且所注申也、所詮、朝高當參致奉公忠節之上者、為蒙安堵御成敗、恐々注文如件、

この訴訟は、守護斯波氏の支配に所領をおびやかされていた高梨氏が「將軍に直結して守護の圧力をかわし、有利な立場を確保しようとした」といわれている。⁽³⁸⁾ 傍線部より、当時朝高が当参奉公、すなわち京都に出仕していたことがわかる。遡って延文三年一二月の「足利義詮將軍宣下記録」（前掲）によれば、高梨越後守光範・高梨能登守の両名が供奉したという。同史料の信憑性はそれほど高くはないが、「高梨能登守」は、建武年間に軍事指揮をとった高梨経頼その人ではなかろうか。

応永三〇年一一月、高梨朝秀は守護と並んで足利義持の御内書による戦功褒賞を受けている（前掲）。また、「薩戒記目録」（東京大学史料編纂所所蔵写真帳）永享九年六月七日条には「信州住人源高景（号高梨刑部少輔）申摺津守宣下事」との記述がある。当該指摘されている。⁽³⁹⁾ さらに高梨氏は朝高—朝秀—高景—教秀—政高—政盛—澄頼（「高梨系図」『続群書類從第五輯下』）と続くが、義

教・義政・義澄の偏諱を授かったものと考えられる。これらの史料により、村上氏同様、將軍家とのつながりを持つ国人と位置づけられる。

③その他

土佐津野氏 将軍直臣としての徴証は確認できない。南北朝以降の当主（繁高—某—之高—元藤）は、それぞれ土佐守護の細川繁氏・持之・勝元の偏諱を授かつたものと考えられ、守護家との関係を深めていったようである。⁽⁴⁰⁾

土佐三宮氏 史料的制約により詳細は不明。

各氏の考察は以上である。これまでの検討により、本稿で取りあげた有力国人層は、土佐の二氏を除けば、「衆」として編成されているか否かの違いや、史料的制約による濃淡はあるものの、將軍直臣という立場を有していたことが明らかになったと考える。外岡慎一郎は、「一国の地頭御家人指揮権が認められた「將軍家近習（奉公衆レベルの武家）」は「稀有の事例」としているが、実際には彼らは將軍直臣（奉公衆・外様衆・「直属国人」）というかたちで、室町幕府に把握された存在だったのである。

この点、木下聰が外様衆に編成された家の特徴を述べるなかで「守護を歴任したことの無い者もいる。江見や千秋、長野等で、これらはその国での有力国人であり、また大神社の神主・宮司である。彼等が外様衆として取り立てられたのは、複数国守護管轄国であったり、分郡守護など守護勢力の弱い地域の有力な勢力であることによると思われる」と述べているのは重要である。室町幕府は守護支配を補完・代替し得る勢力を直臣として把握し取り

研究ノート

五六(一八三〇)

立てることで、彼らを支配体制のなかに位置づけていたのである。

おわりに

南北朝期室町幕府の地域支配は、鎌倉期以来の実力をもとに、地域社会において大きな存在感を有した、有力国人層の活躍に依存していた。彼らは地頭御家人の軍事指揮や、所務遵行の使節にあたり、室町幕府の地域支配を支えていた。そして室町幕府は彼らを将軍直臣として把握し、室町幕府の支配体制に位置づけた。

しかし、室町幕府は常に有力国人層の実力に依存していたわけではない。足利一門・譜代被官出身部将や守護が派遣されると、彼らは軍事指揮者としての役割を終えることになる。彼らはその後も陰に陽に、室町幕府の地域支配のなかで一定の軍事的・政治的役割を果たし続けたが、とりわけ観応擾乱以降本格化する守護支配の展開にともない、南北朝期末・室町初期には、地域支配のなかに占める比重を相対的に低下させていくことになる。これらの点に、足利一門・譜代被官、のちには守護権力を中心に支配体制を構築しようとした室町幕府の政策志向を読みとることは、決して不可能ではないと考える。そして、守護支配が展開した国々では、あるものは守護権力との関係を深めていき、またあるものは活動の場を将軍権力の周辺に求めていくことになる。

一方、守護支配が十分に展開しなかった地域では、有力国人層は守護支配から自立した存在として、引き続き室町幕府の地域支配を支えることになる。そして、彼らのなかから、時々の政治情

勢や守護の統治能力の有無により、守護ではないにもかかわらず、守護に匹敵する領域支配権を認められる者が現れる。こうした前例の積み重ねの結果として、大蔵海のいうところの、「室町幕府から守護職に補任されていないにもかかわらず、守護を介さず幕府と直接つながりを有し、かつ自らの支配領域内で守護と同等の権利を行使していた存在」が生まれてくると見通すことができる。以上が本稿の要旨である。最後にこれらの点を踏まえて、室町幕府の地域支配をどのように理解していくのかという点について、暫定的な理解・立場を表明しておこう。

室町幕府の地域支配が、実際には守護のみならず多様な勢力によって担われていたことは、近年の研究が強調する通りであり、本稿の指摘を待つまでもない。したがって、実態認識の次元では室町幕府—守護体制論に対するこれらの批判は有効であると考える。

しかし、多様な勢力を組み込んだ地域支配が室町幕府の特質であると評価することにも躊躇される。いうまでもないことだが、ある政権の特質を論じるには、前後するそれとの比較が不可欠の作業になる。この点、守護のみならず多様な勢力によって地域支配が担われていたのは、鎌倉期はもとより、守護なるものが存在したすべての時期にそのまま当てはまる。鎌倉幕府の支配体制と室町幕府のそれを比較したとき、守護権力の占める比重の違いは明瞭であるし、本稿で検討した守護と有力国人層の関係からは、守護を基軸に据えようとする室町幕府の志向を見出すことができるのでないだろうか。ゆえに筆者は、室町幕府の地域支配の特

質は、守護権力を通じた地域支配の展開にあると考えている。

もつとも筆者は、守護が基軸なのか、そうではないのか、という議論をするつもりはない。守護支配がそれなりに展開し、基軸的位置を占めた場合もあれば、そうはならず守護以外の多様な勢力が複数の軸として地域支配を成り立たせていた場合もあるというだけの話である（これもどちらの道をたどるかということではなく、どちらの側面が強く現れるかということである）。それよりも今後必要なことは、右に述べた志向と実態の差が、いかなる歴史的条件のなかでどうせめぎ合い、折り合いが付けられ、結果としてあるかたちができるがてくるのか——その過程を地域社会の現場に視点を置きつつ、通時的・動態的に把握していくことであると考える。

右の見通しは、室町殿御分国という狭い範囲の分析から導き出されたものに過ぎないから、反論・批判の余地が十分にあるだろう。この点を含めて、本稿で論じきれなかった課題は多いが、筆者自身の今後の課題とし、ひとまず稿を閉じることにしたい。

- (1) 永原慶一「守護領国制の展開」（『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年、初出一九五一年）
- (2) 田沼睦「室町幕府・守護・国人」（『中世後期社会と公田体制』岩田書院、二〇〇七年、初出一九七六年）一八五頁
- (3) 川岡勉『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館、二〇〇一年）八・三五四頁
- (4) 外岡慎一郎「一四~一五世紀における若狭国の守護と国人」（『敦

南北朝期室町幕府の地域支配と有力国人層（堀川）

五七(八二)

賀論叢』五号、一九九〇年）、同「鎌倉末~南北朝期の守護と国人」（『ヒストリア』一三三号、一九九一年）、漆原徹『中世軍忠状とその世界』（吉川弘文館、一九九八年）、花田卓司「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限」（『古文書研究』六六号、二〇〇八年）、同「観応・文和年間における室町幕府軍事体制の転換」（『立命館文学』六二四号、二〇一二年）、拙稿「南北朝期播磨における守護・国人と悪党事件」（『史学雑誌』一二三編七号、二〇一三年）

- (5) 家永遵嗣「建武政権と室町幕府との連続と不連続」（『九州史学』一五四号、二〇一〇年）五六頁
- (6) 中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』（思文閣出版、二〇〇七年）など。
- (7) 大藪海「中世後期の地域支配」（『歴史学研究』九一一号、二〇一三年）、同『室町幕府と地域権力』（吉川弘文館、二〇一二年）
- (8) 山田徹「摂津國中島と河内國十七ヶ所・八ヶ所」（『ヒストリア』一三八号、二〇一三年）、大藪海前掲注（7）論文五一・五二頁
- (9) 川岡勉「足利政権成立期の一門守護と外様守護」（前掲注（3）書、初出一九九六年）五四頁
- (10) 市川裕士「若狭本郷氏の動向と室町幕府・守護」（『若越郷土研究』五二巻一号、二〇〇〇七年。以下、市川論文とはこれを指す）一八頁。なお、同「安芸国人沼田小早川氏と室町幕府・守護」（『ヒストリア』一三三号、二〇一二年）は、南北朝期から室町後期にかけての沼田小早川氏の動向を、室町幕府・守護の地域支配との関わりのなかで論じており、非常に重要である。氏は「守護のみではなく国人の政治的役割をも視野に入れて、室町幕府の地方支配と地域社会の政治構造の総体的な関係について考察し、南北朝・室町期の権力構造を明らかにする必要がある」と指摘している（四四頁）。本稿の問題意識もこ

研究ノート

五八(八三)

のようなどころにある。

(11) 彼らのなかには、先行研究で守護と見なされている人物が含まれている。村上信貞・河野通盛がそれで、彼らは所務遵行命令を単独で受けており、先行研究では守護在職徵証とされている。これらの先行研究を吟味しておきたい。まず村上信貞の事例を検討する。

①執事高師直施行状案(「中村岳陵氏所藏文書」『関東』三二七)

諫訪神左衛門尉頼貞申、信濃国四宮庄内北条地頭職事、任去年六月十八日綸旨之旨、可被沙汰付頼貞之状、依仰執達如件、

建武二年十一月九日

武藏^{高師直}權守^{在判}

村上^{信貞}源藏人殿

②禪律方頭人藤原有範奉書案(「称名寺文書」同前八二〇)

称名寺領信濃国大田庄内大倉郷雜掌光信申、保巣孫次郎長俊押妨事、重訴状・具書如此、子細見狀、長俊逐電云々、可沙汰付寺家、更不可有緩急之儀状、依仰執達如件、

建武五年四月廿六日

散位^{藤原有範}判

村上^{信貞}河内權守殿

建武政權期の守護は小笠原貞宗である。それは、建武二年七月日の市河助房等着到狀に「守護信濃守御手」^{小笠原貞宗}とあることから明らかである

(「市河文書」同前二六一)。それでは同年一一月までに、小笠原貞宗が解任され、新たに村上信貞が補任されるという状況は想定できるだろうか。これより前の八月一八日、足利尊氏の関東下向に従い、相模川の合戦で討死した人物のなかに小笠原七郎父子・小笠原彦次郎父子がいる(「足利尊氏関東下向宿次・合戦注文」同前二七〇)。また九月二七日には、小笠原貞宗に対し、信濃国住吉莊等の所領が勲功之賞として充行われている(「小笠原文書」同前二九三)。これらの史料により、小笠原氏が足利方として活動したことは明らかで、小笠原貞宗が

信濃守護を解任される理由は特に見出せない。翌建武三年二月の市河經助軍忠状には「守護代小笠原余次兼経」とあり(「市河文書」同前四〇八)、頻々な守護の交代を想定するより、小笠原貞宗が守護の地位にあり続けたと考えるべきである。

それでは、村上信貞に沙汰付が命じられたのは何故だろうか。それは、史料①の論所である信濃国四宮莊が村上信貞の本拠地である更級郡に所在するためであろう。室町幕府は自らの判断で、あるいは当事者の申請にもとづき、より実効性が期待される村上信貞に沙汰付を命じたのである。それは史料②についてもいえる。太田莊は同じく北信の水内郡に所在する莊園なのである。佐藤進一は史料②について、「あるいは右の遵行命令も、守護ならぬ軍事指揮者としての彼に例外的に下されたものかとも考えられるが」と留保しつつも、「反証の見出せない限り、原則通りこれによつて村上信貞の在職を推定すべきであろう」としている(佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 上巻」東京大学出版会、一九六七年、一八七頁)。しかし、佐藤のいう原則が決して原則でなかったことは、史料①の考察により明らかである。したがつて、史料①・②はいずれも守護在職徵証と見なすことはできない。

このように論じると、該当地域の軍事指揮者・有力者による単独での所務遵行があり得るのか、単独での所務遵行命令の受命者はやはり守護と考えるべきではないか、という疑問・反論の余地があるだろう。次にこの点について若干の考察を試みる。

③執事高師直施行状(「御前文書」『大日本史料』六編四冊九三八頁)紀伊国保田庄地頭職事、貴志二郎左衛門入道淨宗^{押領了}、早任御下文、可被沙汰付下地之状、依仰執達如件、

建武五年後七月十日

武藏^{高師直}守(花押)

細河(二位阿闍梨)
皇海御房

④足利直義力御判御教書案（「八坂神社文書」『兵庫県史史料編中世八』一三四・一三五頁）

祇園社前執行助法眼頭詮申、當社神供料丹波國波々伯部保事、（中略）所詮、日供不闕神役異他料所也、不日沙汰居頭詮代、可執進請取、若猶遵行之後、如先度致濫妨者、召置其身、可注申之旨、可相触守護人之狀如件、

建武五年五月四日

御(足利直義)判

大野越前殿

史料③は、細川皇海に対し、下文の施行を命じた文書である。細川皇海は、建武四年四月に「大將」として紀伊に出陣した人物で、翌五年一〇月まで在陣が確認されている。史料③について重要な指摘をしたのが山田徹である。氏は、細川皇海を在田郡の分郡守護とする先行研究に対し、皇海は「大將」と呼ばれており何らかの権限を郡単位で付与されている徵証はないこと、「このときの戦況やこの所領をめぐる個別的事情から、臨時対応的に遵行が命じられた可能性」を指摘している（『分郡守護論再考』『年報中世史研究』三八号、一〇一三年、二七八・二七九頁）。この山田の指摘と、前述した村上信貞の事例を合わせて考えた場合、該当地域の軍事指揮者・有力者による単独での所務遵行は存在したと考えるべきであろう。次に、単独での所務遵行命令の受命者はやはり守護と考えるべきではないか、という点について。史料④は丹波国波々伯部保の沙汰付を命じた文書である。注目されるのは、この所務遵行が大野越前一人に命じられている点である。彼が守護でないことは「可相触守護人」のくだりにより明らかである。最後に河野通盛の事例を検討する。

⑤引付頭人吉良満義奉書（「山城六波羅蜜寺文書」『中國・四国』一〇

○○

伊予国河原庄内公文名雜掌成光申、宗真法師以下輩、募武威由事、重申状如此、不日止彼妨、任先例沙汰居雜掌於下地、可被全所務之状、依仰執達如件、

河野(通盛)對馬入道殿

左京大夫(吉良満義)（花押）

七月十三日

史料⑤は年次が欠けているが、吉良満義の花押形により建武四年あるいは五年の発給に比定できる（『花押かがみ』六卷一四四頁）。さて、

史料⑤は河野通盛の守護在職徵証と見なされている。しかし、論所の河原莊は、河野通盛の勢力圏内である桑村郡に所在する莊園であり、史料①・②のように、より実効性のある河野通盛が使節に指名されたと考えることができる。筆者は川岡勉が指摘するように（川岡前掲注（9）論文五三頁）、伊予の守護は細川・岩松といった足利一門であったと考える。以上のように、所務遵行命令を単独で受けているからといって、それはただちに守護在職を示すものではないと筆者は考える。⁽¹²⁾ 本史料は記載人名に誤りが多く、同時代の記録とは考えられないが、他の同時代史料に名前の見える者たちについては、あながちにこれを否定するべきではないと考える。

(13) 谷口研語は上記の軍事行動を守護被官としての行動と理解している（『美濃・土岐一族』新人物往来社、一九九七年、二二六・二二七頁）。土岐肥田氏が土岐氏の庶流であることから導かれた推論と思われれるが、同じく土岐氏の庶流に当たる土岐明智氏は将軍直臣として守護とは別個に軍事行動を展開していることが明らかである（『土岐文書』『岐阜県史史料編古代・中世四』八八九頁）。将軍直臣である土岐肥田・土岐高山両氏も同様に、別個の軍事行動を展開したものではないだろうか。

研究ノート

六〇(一八四)

(14) 西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』(八木書店、一〇〇六年)
一一一三—二四二頁

(15) 川岡勉前掲注(9)論文五二頁

(16) 『博多日記』は、岡見正雄校注『太平記』一(角川書店、一九七五年)による。

(17) 吉見氏が担がれたのは、地域社会における同氏の実力はもちろん、源範頼の子孫という貴種性も影響したに違いない。この点、佐々木紀一「永仁四年吉見義世謀反の背景」(『季刊ぐんしょ』再刊六九号、二〇〇五年)を参照。

(18) 山田邦明「南北朝の動乱」(『新潟県史通史編』中世)一九八七年)一八六頁

(19) 先行研究では、「吉良時衡の正員」某が、守護・大将として小笠原・村上両氏を指揮監督していたことが指摘されている。焦点となるのは次の史料である(『市河文書』『関東』一一四八。以下、特に断りのない限り出典は「市河文書」。文書番号のみを示す)。

市河大炊助倫房軍忠事、

右、信州与越州堺志久見口関所事、任被仰下之旨、自去建武二年以來無緩怠之儀、令警固之処(中略)於彼凶徒等者悉追落畢、此条守護御代官吉良兵庫允時衡被見知候上者、仍給御証判、向後為備龜鏡、恐々言上如件、

暦応三年八月 日

「承了(花押)」

本文書の花押の主、すなわち傍線部「守護御代官吉良兵庫允」の正員某について、松本一夫「南北朝初期幕府軍事体制の一様態」(『信濃』五七卷一〇号、二〇〇五年)は、「守護小笠原氏に優越した軍功認定権をもつ大将」「足利一門ないし被官出身大将」であるとしている

(一一一・一三頁)。足利一門・譜代被官部將不在のため村上信貞に地頭御家の軍事指揮を委ねたとする、本稿の論旨とは相容れないでので松本説を検討してみたい。

一つ目の疑問点は、某は小笠原氏の守護在任が明らかな期間にも見られることである。康永二年(一二三四三)一一月の市河親房軍忠状(一四六七)には某が証判を据えている。松本は「この段階においても、守護小笠原氏に対し、足利一門ないし被官出身大将とみられる吉良時衡の正員が、軍功認定上の関与を行っている」とするが(一二三頁)、軍忠状の内容は守護小笠原貞宗に従い常陸を転戦したというもので、素直に読めば某の関与を想定することは難しい。二つ目の疑問点は、次の史料(一一三七)をめぐる問題である。

市河大炊助倫房軍忠事

右、為越後國凶徒等御対治、大將伊予守殿并信州守護御方御發向之間、令馳參常岩北條之処(中略)然則給御証判、向後弥為施弓箭面目、恐々言上如件、

暦応四年六月 日

「承候了(花押)」

松本説に従うと、この合戦には斯波家兼に加えて、某が二人目の軍事指揮者(大将的立場)として関与したことになるが、某が「小笠原・村上両氏に優越する立場」の足利一門・譜代被官出身の部将であるならば、斯波家兼がわざわざ大将として下向する必要はないのではないかだろうか。これらの疑問点により筆者は、某は守護小笠原氏の被官であるとする従来の説が妥当であると考える。このように考えれば、二つの疑問点は氷解するし、某の活動期間の長さ(建武二年五月から康永二年一一月まで)も納得がいく。

問題の解決を困難にしているのは、守護小笠原氏の被官に吉良姓の

- 者がいないというただ一点である。筆者は、①「守護御代官吉良兵庫允時衡」ではなく、「守護御代官・吉良兵庫允時衡」という読みをする、②「守護御代官」は守護代の謂ではないとする、という二つの暫定的解釈を提倡したい。信濃国人の周辺に吉良姓の者がいたことは、松本も触れている年未詳高梨經頼書状（「極楽寺文書」「神奈川県史資料編三古代・中世三上」四一三八）に、「吉良刑部左衛門尉」なる人物が見えることにより知られる。
- (20) 山本隆志『新田義貞』（ミネルヴァ書房、一〇〇五年）二五五・二五六頁
- (21) いずれも『金沢文庫古文書』。A～Eの順に五四八九・一二二一・五一八三・五四八七・三二八五。A文書に記される法勝寺類焼は暦応五年三月、B文書に記される斯波家兼の越後出陣は暦応四年である。C～E文書の年次は不明だが、同時期だろう。
- (22) 福島金治「越後国奥山庄と北条氏」（『金沢文庫研究』二七四号、一九八五年）三六頁
- (23) 摂津・紀伊における小俣氏の活動はこれ以前にも所見がある（「浅野文書」「余田文書」「兵庫県史史料編中世」四六一・五〇六頁、「米良文書」「熊野那智大社文書三」一〇四九、「壬生文書」「大日本史料」六編七冊補遺二八頁）。
- (24) 伊藤俊一「中世後期における「莊家」と地域権力」（『日本史研究』三六八号、一九九三年）三一～三五頁、花田卓司前掲注（4）論文、前掲注（4）拙稿
- (25) 市川前掲注（10）論文九・一〇頁。氏は建武二年の本郷氏の役割についても「守護任命までの暫定的な措置」と位置づけている。本郷貞泰の軍事指揮権がどのように変遷していったのかは明らかではないが、守護斯波家兼の入部が建武三年七月末であることからすれば

「若狭国守護職次第」『群書類從第四輯』、十分に成り立ち得る指摘である。

(26) 伊予守護職をめぐる交渉過程、細川・河野両氏の角逐については「南北朝期における河野通盛の動向と伊予守護職」と題した別稿を用意している（『日本歴史』七九八号、二〇一四年掲載予定）。

(27) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 下巻」（東京大学出版会、一九八八年）三一〇・三一一頁、谷口雄太「足利一門再考」（『史学雑誌』一二二編一二号、二〇一三年）

(28) 外岡慎一郎前掲注（4）『ヒストリア』論文一四二～一四七頁

(29) 山田邦明「国人と守護」（前掲注（18）書）二五五・二五六頁

(30) 市川前掲注（10）論文一七頁

(31) 小林宏「室町時代の守護使不入権について」（小川信編『室町政権』有精堂、一九七五年、初出一九六六年）二〇七～二一八頁

(32) 吉田賢司「室町幕府の軍勢催促」（『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、一〇一〇年、初出一〇〇三年）

(33) 彼らが常に守護権力から自立的であったわけではない。将軍直臣であっても守護権力に接近する者がいたことは、村上種清の「種」の字が、守護斯波義種の偏諱と考えられることなどからうがえる。彼らが守護の影響下にあつたことは容易に推察されるのであり、守護が介入できないという原則・建前は、時々の政治情勢や地域秩序を考慮しながら柔軟に理解していくべきであろう。

(34) 稲本紀昭「室町期伊勢国守護考」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究下巻』堀書房、一九八五年）三〇八・三三四・三二五頁、大蔵海前掲注（7）書五四・五五頁

(35) 「知行主」的存在の存在形態・由来は多様であり、ここで述べた過程が全ての事例に当てはまるとは考えていない。それでも、南北朝

研究ノート

六一（一八三六）

期全体そして鎌倉期を視野に收めようとした場合、彼ら有力国人層の動向に着目することは一定の有効性を持つと考えている。

(36) 注進状の送付は河野通盛も行っている。延文五年（一一六〇）四月二八日足利義詮御判御教書写（「予章記」『中国・四国』三〇五九）など。

(37) 湯山学「信濃・上総両村上氏と鎌倉府」（『中世南関東の武士と時宗』岩田書院、一一〇一二年、初出一九九三年）二四八～二五一頁

(38) 湯本軍一「東・西の接点信濃」（『長野県史通史編中世』）一九八七年）八一頁

(39) 木下聰「室町幕府の官途秩序」（『中世武家官位の研究』吉川弘文館、一一〇一年）

(40) 津野之高には足利義教の前で漢詩を詠み絶賛されたという、將軍家との関係を思わせる逸話があることを付記しておく（『大日本史料』八編一冊三三八頁以下）。

(41) 外岡慎一郎前掲注（4）『敦賀論叢』論文一一〇頁

(42) 木下聰「室町幕府外様衆の基礎的研究」（『東京大学日本史学研究室紀要』一五号、一一〇一年）一二六頁

【付記】本稿は歴史学研究会日本中世史部会での報告（一一〇一四年二月）をもとにしている。なお本稿は一一〇一四年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

抜き刷り募集

当編集委員会では、来年の「回顧と展望」号（一一〇一四年の歴史学界）の編集を始めておりますが、文献の入手にはたいへん苦労しております。

つきましては、一一〇一四年中に各雑誌、紀要、論文集等にご論考を発表になられた方は、ご論考の抜き刷りまたはコピーを、是非史学会に一部ご寄贈いただきたく、お願ひ申し上げます。

なお、PDFファイルで送付していただくことも可能です。詳しくは史学会ホームページ <http://www.shigakukai.or.jp/> をご覧下さい。

史学会編集委員会